二　他の法令の規定により、一年に一回以上、運用実績連動型保険契約の保険契約者に対して運用報告書に記載すべき事項を記載した書面が交付され、又は当該事項を記録した電磁的記録が提供される場合

三　運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十四条の三第四項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者である場合

（保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの）

第五十四条の五　法第百条の五第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　運用実績連動型保険契約の保険契約者からの運用報告書に記載すべき事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

二　運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の保険契約者とみなされる場合

第七十四条第一号中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項」に改める。

第八十三条第一号リ中「この」を削り、同条第三号中「第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号」を「第八条第一項各号、第二項各号及び第三項各号」に改める。

第百五十三条第一号中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項」に改める。

第百六十条中「第五十三条の十二まで」の下に「、第五十四条の四、第五十四条の五」を加え、「「第七十四条」」を「「第七十四条第三号」」に、「「第百五十三条」」を「「第百五十三条第三号」」に改め、「「法第百十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百十八条」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十三条の二の二中」を削り、「「日本における保険契約者等」と」の下に「、第五十四条の四及び第五十四条の五中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と」を加える。

第二百三十四条の二十四第一項第九号の二中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）」に、同項第十五号中「第五十三条の二第二項各号」を「第五十四条の四第二項各号」に改める。

第二百三十四条の二十五第一項第六号の二中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）」に改める。

（保険業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）

第十三条　保険業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第百十八条第一項」を「第百条の五第一項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「次条各号」を「第二十条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該信託行為において定める期間

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第三項の規定による信託契約である場合　三月

第二十条第九号中「前条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に改める。

第二十二条第十項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十五条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第五項中「次条各号」を「第三十八条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第三十七条の二　法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該信託行為において定める期間

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第三項の規定による信託契約である場合　三月

第三十八条第八号中「前条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改める。

第四十条第十項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第十六条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二十一第一項第五号ロ中「有価証券」の下に「（金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。）」を加える。

（公認会計士試験規則の一部改正）

第十七条　公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「有価証券（金融商品取引法」の下に「第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法」を加える。

（金融庁組織規則の一部改正）

第十八条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「徴取」の下に「及び報告の求め」を加える。

第十四条第一号中「及び検査並びに調査」を「、検査、調査及び報告の求め」に改める。

第十五条第一号中「又は報告の」を「並びに報告の求め及び」に改め、同号イ中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改め、「除く。）」の下に「及び同法第百七十七条第二項の規定に基づく報告の求め（同法第百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に関する調査に係るものを除く。）」を加え、同号ロ中「第百八十五条の七第十二項」を「第百八十五条の七第十四項」に改める。

第十五条の二第一号中「の徴取若しくは受理、資料の徴取、検査又は調査」を「又は資料の徴取、検査、調査並びに報告の求め及び受理」に改め、同号イ中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に改め、「検査」の下に「並びに同法第二十六条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第三項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第三項及び第二十七条の三十五第二項の規定に基づく報告の求め（同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求めにあっては、同条第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査に関して行うものに限る。）」を加え、同号ロ中「徴取」の下に「並びに同法第二十七条の三十第三項の規定に基づく報告の求め（同条第二項の規定に基づく報告又は資料の徴取に関して行うものに限る。）」を加え、同号ハ中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改め、「調査」の下に「及び同条第二項の規定に基づく報告の求め」を加え、同号ニ中「第百八十五条の七第十二項」を「第百八十五条の七第十四項」に改め、同号ホ中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改め、「限る。）」の下に「及び同法第百九十二条第一項の規定に基づく報告の求め（同法第二章から第二章の五までの規定に係る同法第百九十二条第一項の規定による申立てについて行うものに限る。）」を加える。